

第42期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアール大阪 2階 クリスタルルーム

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

〈ご来場について〉

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いています。株主様の安全の観点から、本年は株主総会へのご出席を見合わせ、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■目次

第42期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第8号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
(添付書類)	
事業報告	27
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49

 内外トランスライン株式会社

証券コード：9384

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目6番8号
内外トランスライン株式会社
代表取締役社長 常 多 晃

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださることをご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目 的 事 項
報告事項 1. 第42期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結
果報告の件
2. 第42期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容
報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当社ウェブサイト <https://www.ntl-naigai.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年3月24日(木)
午後5時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2022年3月24日(木)
午後5時までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場いただいてもご入場を制限させていただく場合がございます。

株主総会開催日時

2022年3月25日(金)
午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・ 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・ 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

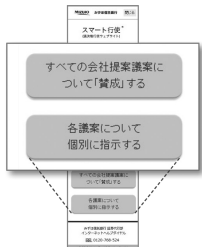
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

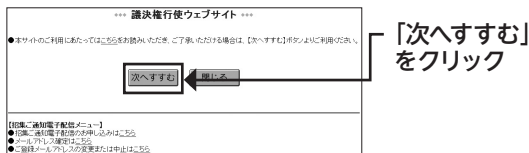
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

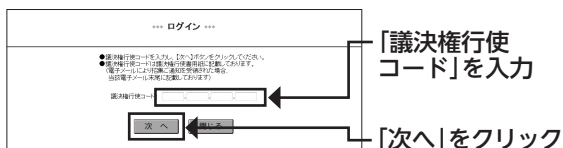
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

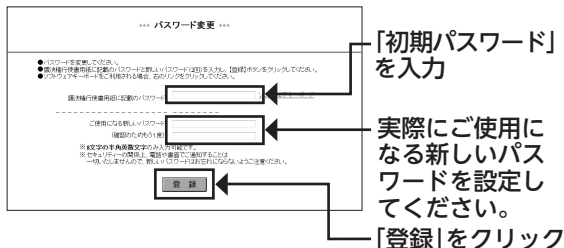
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 0120-768-524 受付時間
 平日午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました第2四半期末（中間）配当22円を含め、1株につき50円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 28円 総額 273,561,568円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたします。監査等委員会設置会社への移行のための監査等委員会の新設及び監査等委員である取締役に関する規定の追加等、並びにそれに伴う監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて附則として監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置の規定を設けるものであります。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設するものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役の員数を見直し、現行の定款第19条に定める取締役の員数を12名以内から10名以内（監査等委員である取締役を除く。）に変更するものであります。
- (3) 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。また、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、第15条を除き本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.～3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に関わる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第26条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第30条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第31条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期) 第32条 <u>当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 当社の監査役の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を定めることができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 当社の監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 当社は、第42期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
	<p>第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役がメンバーの半数を占める指名・報酬委員会の審議及び答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	【再任】 小嶋佳宏 (1964年10月19日)	2002年4月 当社入社 2005年10月 当社横浜支店長 2006年4月 当社東京営業部次長 2007年6月 NTL-LOGISTICS(HK)LIMITED (現社名内外特浪速運輸代理(香港)有限公司) Managing Director 2008年4月 当社東京営業部長 2010年4月 当社執行役員東京営業部長 2011年4月 当社執行役員東京輸出営業部長 2013年2月 当社執行役員、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 2018年3月 当社取締役、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 2020年3月 当社常務取締役、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 現在に至る	6,900株
【取締役候補者の選任理由】 小嶋佳宏氏は、大手船舶会社での経験を活かし、当社入社以来営業部門の第一線で売上拡大に貢献し、また香港現地法人及び国内子会社で代表者として経営管理を担い、当社グループの基盤拡大に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	【再任】 <small>おお かわ とも こ</small> 大川友子 (1963年12月5日)	1991年12月 当社入社 1996年11月 当社業務部長 2006年3月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員業務部長 2008年4月 当社取締役執行役員 2009年3月 当社取締役 2010年3月 当社常務取締役 2012年3月 当社専務取締役 2020年3月 当社代表取締役専務 現在に至る	132,100株
		【取締役候補者の選任理由】 大川友子氏は、当社入社以来当社ビジネスの要のひとつである業務部門の発展に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績、業界全体への深い知見は、当社の経営と業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。	
3	【再任】 <small>と だ さち こ</small> 戸田幸子 (1970年9月29日)	1999年10月 当社入社 2005年4月 当社シンガポール現地法人・ NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.取締役 2008年4月 当社東京総務部長 2009年3月 当社執行役員東京総務部長 2012年3月 当社取締役海外事業部長 2014年4月 当社取締役 2020年3月 当社常務取締役 現在に至る	44,500株
		【取締役候補者の選任理由】 戸田幸子氏は、当社入社以来海外現地法人で豊富な経験を積み、海外代理店とも密接な関係を築き、当社の海外戦略及び海外現地法人経営管理に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	【再任】 みね ね ひで き 三 根 英 樹 (1954年10月22日)	2001年 8 月 当社入社 2005年10月 当社総務部長 2009年 3 月 当社執行役員総務部長 2010年 3 月 当社取締役執行役員総務部長 2011年 3 月 当社取締役総合企画部長 2012年 3 月 当社取締役経営企画部長 2019年 4 月 当社取締役 現在に至る	67,500株
	【取締役候補者の選任理由】 三根英樹氏は、当社入社以来管理部門の体制確立の重責を担い、総務部長、総合企画部長、経営企画部長を歴任し、幅広い知識、経験を活かして適切な経営管理とコーポレートガバナンスの実行に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		
5	【再任】 ひがし ひろ なお 東 宏 尚 (1959年5月13日)	2011年 2 月 当社入社、航空事業部長 2013年 6 月 当社執行役員航空事業部長 2014年 8 月 当社執行役員航空事業部長、東京支店長 2018年 3 月 当社取締役航空事業部長 2019年 4 月 当社取締役 現在に至る	3,500株
	【取締役候補者の選任理由】 東宏尚氏は、大手総合物流サービス会社での豊富な経験と経営管理知識を活かし、当社入社以来航空輸送事業の立上げと拡大に貢献してまいりました。取締役就任後は、営業部門全体の責任者として重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>【再任】 岩 貞 均 (1969年2月28日)</p>	<p>2002年1月 当社入社 2004年3月 NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD. General Manager 2005年3月 NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD. Director 2007年6月 NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO., LTD. Managing Director 2011年4月 当社東京輸入営業部次長 2013年2月 当社東京輸入部長 2015年6月 内外銀山ロジスティクス株式会社 代表取締役社長 2019年3月 内外銀山ロジスティクス株式会社、内外 釜山物流センター株式会社 代表取締役 社長 2019年4月 執行役員韓国統括、内外銀山ロジスティ クス株式会社、内外釜山物流センター株 式会社 代表取締役社長 2021年3月 当社取締役、内外銀山ロジスティクス株 式会社、内外釜山物流センター株式会社 代表取締役社長 現在に至る</p>	6,200株
<p>【取締役候補者の選任理由】 岩貞均氏は、当社入社以来輸出入の営業現場とシンガポール及び韓国の現地法人で様々な経験を積み、2015年に韓国・釜山で開始した新規倉庫事業を軌道に乗せて当社グループの事業拡大に大きな役割を果たしており、引続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>【再任】【社外】 伊藤嘉章 (1953年6月20日)</p>	<p>1985年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1990年3月 公認会計士登録 2001年7月 同所パートナー 2008年7月 同所シニアパートナー 2014年6月 同所退所 2014年12月 イマジニアリング株式会社社外監査役就任 2015年3月 当社社外取締役 2017年12月 イマジニアリング株式会社社外監査役退任 2020年6月 株式会社タクマ社外取締役就任 現在に至る</p>	1,700株
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 伊藤嘉章氏は、公認会計士としての専門的な知識と監査法人での長年にわたる豊富な会計監査及びIPO支援業務活動の経験を活かして、主に会計及びコーポレートガバナンスの観点から適宜助言、提言をされており、今後も独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、引続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p>【再任】【社外】 なかざわ けいすけ 中澤 圭亮 (1959年12月12日)</p>	<p>1983年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2008年4月 株式会社みずほ銀行京都支店支店長 2011年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 人事部審議役 2011年12月 同社退社 2012年1月 株式会社クラウドディア入社 執行役員 経営企画部・業務管理部担当 2015年11月 同社取締役就任 2016年11月 同社取締役退任 2017年4月 トランコム株式会社入社 ゼネラルマネージャー 経営企画グループ担当 2018年4月 同社執行役員 経営企画・管理グループ担当 2019年6月 同社取締役常務執行役員 2020年9月 同社取締役退任 2020年10月 同社顧問 2020年12月 同社顧問退任 2021年1月 株式会社ジャパングリエイトグループ監査役就任 2021年3月 当社社外取締役 現在に至る</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 中澤圭亮氏は、大手金融機関での豊富な業務経験、知識並びに大手物流会社の経営者としての幅広い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営全般を監督していただくことが期待できるため、引続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年6月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 伊藤嘉章氏及び中澤圭亮氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、伊藤嘉章氏及び中澤圭亮氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
5. 伊藤嘉章氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年、中澤圭亮氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
6. 伊藤嘉章氏及び中澤圭亮氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届出しております。本総会において両氏が再任された場合は、引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	【新任】 長谷川 豊 (1951年11月24日)	2009年6月 当社入社 2011年4月 当社横浜支店長 2014年5月 当社内部監査室長 2016年3月 当社監査役 現在に至る	2,500株
	【監査等委員である取締役候補者の選任理由】 長谷川豊氏は、海上輸送業界における豊富な経験を有し、常勤監査役就任後は当社における営業拠点の責任者及び内部監査室長としての経験と知見を活かして取締役の職務執行の監督を的確に果たしており、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	【新任】【社外】 川崎 裕朗 (1942年2月24日)	1970年7月 オー・オー・シー・エル (ジャパン) 株式会社 (現 オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド 日本支社) 入社 1992年1月 同社神戸支店長代理兼大阪支店長 1995年4月 同社大阪事務所長 1998年10月 同社関西支店欧米豪シニアセールスエグゼクティブ 2007年3月 当社社外監査役 現在に至る	1,700株
	【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 川崎裕朗氏は、国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かして、独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>【新任】【社外】 <small>とし もり ひろ みつ</small> 敏 森 廣 光 (1948年9月17日)</p>	<p>1973年4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 1991年7月 同社マドリード駐在員事務所首席駐在員 1997年7月 同社大阪自動車営業一部長 2002年7月 同社理事東京自動車営業一部長 2005年3月 同社退社 2005年4月 神港ビルヂング株式会社顧問 2005年7月 同社代表取締役 2011年6月 同社代表取締役退任、同社顧問 2012年9月 同社顧問退任 2013年11月 認定NPO法人兵庫さい帯血バンク事務局勤務（非常勤） 2016年10月 同事務局退職 2017年2月 当社社外監査役 現在に至る</p>	900株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 敏森廣光氏は、豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を活かして、独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年6月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 川崎裕朗氏及び敏森廣光氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
 当社は、監査等委員である社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、本総会において川崎裕朗氏及び敏森廣光氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定により、各氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 川崎裕朗氏及び敏森廣光氏は現に当社の社外監査役であり、川崎裕朗氏の就任期間は本総会終結の時をもって15年、敏森廣光氏の就任期間は本総会終結の時をもって5年1か月であります。
6. 川崎裕朗氏及び敏森廣光氏はいずれも一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届出しております。本総会において両氏が選任された場合は、引続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職 (予定)	企業経営 経営戦略	営 業 マーケティング	国 際 性	法 務 リスク管理	財務会計	人材戦略 育 成	IT
小嶋 佳宏	代表取締役社長	○	○	○			○	
大川 友子	専務取締役	○			○		○	○
戸田 幸子	常務取締役	○	○	○				
三根 英樹	取締役	○			○	○	○	
東 宏尚	取締役	○	○	○				
岩貞 均	取締役	○	○	○				
伊藤 嘉章	社外取締役				○	○		
中澤 圭亮	社外取締役	○	○		○			
長谷川 豊	常勤監査等委員			○	○	○		
川崎 裕朗	監査等委員		○	○				
敏森 廣光	監査等委員		○	○				

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
【社外】 ふじ い やす たか 藤井保孝 (1950年11月12日)	1969年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1999年4月 同行鶴橋支店長 2000年6月 同行東大阪BSP部長 2002年12月 同行退行 2003年4月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY）入社 大阪支店営業部長 2014年4月 同社顧問 2015年11月 同社退社 現在に至る	一株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 藤井保孝氏は、金融、経済に精通した豊富な知識とディスクロージャー支援会社で培われたディスクロージャー全般にわたる優れた見識を当社の監査体制に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井保孝氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該保険契約は2022年6月1日に更新する予定であります。なお、藤井保孝氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。
4. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
当社は、監査等委員である社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、藤井保孝氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 藤井保孝氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社は同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、東京証券取引所に独立役員として届出する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第26期定時株主総会（2006年3月17日）において、年間報酬総額を300,000千円以内とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、あらためて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案においては同じ。）の報酬等の額を年間300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する報酬の具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いいたします。

現在当社の取締役は10名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

なお、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等の額と同一の報酬等の額のご承認をお願いするものであることから、相当であると判断しております。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年間30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する報酬の具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするに付き、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち監査等委員である社外取締役は2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

なお、本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第8号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第26期定時株主総会（2006年3月17日）において、年間報酬総額を300,000千円以内とご承認いただいております。また、第38期定時株主総会（2018年3月23日）において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）に対して支給される報酬総額は、年間報酬総額300,000千円以内のうち50,000千円以内とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、あらためて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬等の額、年間300,000千円以内のうち、従来どおり50,000千円以内とすること、及び各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分についての決定は、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

現在当社の取締役は10名（うち社外取締役は2名、国内非居住者は1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名、国内非居住者は1名）となり、対象取締役は7名から5名へ減員となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

なお、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴いあらためてご承認をお願いするものではありませんが、移行前にご承認いただいていた内容と実質的に同一であることから、相当であると判断しております。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より5年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度の業績につきましては、2020年に引き続き新型コロナウイルスの影響を大きく受けました。一部の港において、新型コロナウイルスによる労働者不足で港湾作業が停滞するなどしたため発生した国際物流の混乱が継続しており、海上コンテナ運賃につきましては、引き続き高止まりの状況にあります。

このような状況の中、当社は船会社と交渉して全力で海上コンテナスペースの確保に努めてまいりましたところ、既存顧客のみならず新規顧客の需要にもお応えすることができ、数量、売上ともに前年を大きく上回る水準で推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は35,266百万円（前連結会計年度比58.8%増）、営業利益は3,808百万円（同169.9%増）、経常利益は3,922百万円（同164.2%増）、また投資有価証券売却による特別利益49百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は2,783百万円（同227.2%増）と前年比において増収増益となりました。

② セグメント別概況

(日 本)

日本における国際貨物輸送事業につきましては、混載貨物輸出を主力としております。当連結会計年度における売上高は、単体につきましては、海上コンテナスペースの確保に注力した結果、利益率の高い輸出混載貨物や、売単価の高い地域へのフルコンテナの取扱数量が増加し、増収増益となりました。

国内子会社におきましては、株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパンは、海上コンテナスペースのひっ迫により航空輸送の案件を増やし新規取引を獲得したことで増収増益となりました。また、フライングフィッシュ株式会社は、食品輸入の取扱量が順調に推移する中、輸入運賃の高騰やフルコンテナによる食品輸出を増やしたことにより増収増益となりました。

この結果、日本セグメントにおける売上高は、24,792百万円と前年と比べ

9,443百万円（61.5%）増加し、セグメント利益（営業利益）も2,566百万円と前年と比べ1,701百万円（196.7%）増加しました。

（海 外）

当社グループはアジア地域及び米国に連結子会社11社を有しております。これらの海外子会社では日本からの貨物の取扱が売上高の大半を占めておりますが、近年では日本発着以外のサービスも強化、推進しております。当連結会計年度におきましては、日本からの貨物が増加した一方、フォワーディング案件や航空貨物案件も順調に取込み、韓国をはじめとする倉庫業では安定した収益を確保し増収増益となりました。

この結果、海外セグメントにおける売上高は、10,474百万円と前年と比べ3,613百万円（52.7%）増加し、セグメント利益（営業利益）も1,244百万円と前年と比べ665百万円（114.8%）増加しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は523百万円であり、その主なものは、当社の東京支店レイアウト変更、内外釜山物流センター株式会社の冷蔵倉庫新設等があります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

海上運賃の高騰やスペース不足の中、当社におきましては船会社との交渉を進め、スペースの確保に努めてまいりました。今後も交渉を継続し、安定した輸送サービスを提供する必要があります。また、新型コロナウイルスに関しましては、ワクチン接種や治療薬の開発が進んでいるものの、新たに変異した新型コロナウイルスの感染などで、収束には時間を要するものと思われまます。当社におきましては、デジタルパンフレットのような非接触営業媒体の開発を進めるなどデジタル化を加速化させてまいります。

また、当社グループは2022年4月に東京証券取引所プライム市場への移行を控え、コーポレート・ガバナンスコードへの対応を着実に進めており、引続き経営の健全化や透明性をより一層高めてまいります。

以上、諸課題の達成に向け全力を尽くす所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	23,254,321	22,830,041	22,209,126	35,266,206
経 常 利 益 (千円)	1,656,749	1,594,461	1,484,652	3,922,509
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,146,595	1,091,584	850,628	2,783,075
1 株当たり当期純利益 (円)	118.17	112.38	87.48	285.93
総 資 産 額 (千円)	10,967,596	12,145,244	12,784,529	16,752,649
純 資 産 額 (千円)	8,606,641	9,484,783	9,864,625	12,700,419
1 株当たり純資産額 (円)	834.10	900.54	945.87	1,232.38

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2019年度の期首から適用しており、2018年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.	20万 シンガポールドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO.,LTD. (注2)	800万バーツ	49.0%	国際貨物輸送事業
PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	100万米ドル	95.0%	国際貨物輸送事業
上海内外特浪速運輸代理有限公司	100万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.	190万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.	3億ウォン	100.0%	国際貨物輸送事業
内外特浪速運輸代理(香港)有限公司	800万香港ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED	2,152,000 インドルピー	100.0% (36.5)	国際貨物輸送事業
株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン	5,000万円	100.0%	国際貨物輸送事業
フライングフィッシュ株式会社	1億円	100.0%	国際複合一貫輸送事業
内外銀山ロジスティクス株式会社	110億ウォン	70.0%	倉庫事業
内外特浪速国際貨運代理(深圳)有限公司	550万人民元	100.0% (100.0)	国際貨物輸送事業
内外釜山物流センター株式会社(注3)	35億ウォン	90.0%	倉庫事業

- (注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有比率であります。
2. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
3. 2021年1月29日付で10%の株式を譲受けいたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(8) 主要な事業所

① 当社

国内 本社 大阪市中央区
支店 東京、名古屋、神戸、横浜
営業所 福岡

② 子会社等

国内 株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン
フライングフィッシュ株式会社
海外 上海内外特浪速運輸代理有限公司 (中国)
NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD. (韓国)
(上記のほか、アジア及びアメリカに9社があります。)

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
661名	17名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員45名)は除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約及びコミットメントライン契約(融資限度額31億円)を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,770,056株
(自己株式927,944株を除く。)
- (3) 株主数 16,344名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
合同会社エーエスティ	2,121	21.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	718	7.36
内外トランスライン従業員持株会	357	3.66
戸田 徹	324	3.32
株式会社ときわそば	250	2.56
日章トランス株式会社	232	2.37
トランコム株式会社	220	2.25
常多 晃	164	1.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	156	1.60
伊藤忠ロジスティクス株式会社	132	1.36

- (注) 1. 当社は、自己株式927,944株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式33,260株を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	8,700株	7名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (6) その他株式に関する重要な事項
 一单元当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	常多 晃	
代表取締役専務	大川 友子	
常務取締役	小嶋 佳宏	フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長
常務取締役	戸田 幸子	
取締役	田中 俊光	
取締役	三根 英樹	
取締役	東 宏尚	
取締役	岩貞 均	内外銀山ロジスティクス株式会社代表取締役社長 内外釜山物流センター株式会社代表取締役社長
取締役	伊藤 嘉章	株式会社タクマ社外取締役
取締役	中澤 圭亮	株式会社ジャパンクリエイトグループ監査役
常勤監査役	長谷川 豊	
監査役	川崎 裕朗	
監査役	敏森 廣光	

- (注) 1. 取締役伊藤嘉章氏並びに中澤圭亮氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川崎裕朗氏並びに敏森廣光氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役伊藤嘉章氏並びに中澤圭亮氏、監査役川崎裕朗氏並びに敏森廣光氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び当社国内子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。決定方針の内容は下記のとおりであります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上と持続的な成長を担う人材を確保及び維持できる水準とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じて適正に決定することを基本方針とします。

ロ 取締役の報酬体系

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成するものとします。

a 固定報酬

固定報酬は毎月支給するものとします。固定報酬の金額は選任の指名基準の充足度に応じて個別に決定し、次年度以降はその金額を基本として、役職の難度に応じて決定するものとします。いずれの場合も産業界の慣行、実績に照らし、かつ、従業員給与制度における最高度の金額を社会的通念に照らして上回るものとします。なお、社外取締役の報酬は固定報酬とし、金額は経歴、資格の有無、在任期間等を考慮して個別に決定するものとします。

b 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、定時株主総会后、毎年一定の時期に支給するものとします。譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき在任期間等に応じた株式数を割当てるものとします。再任時の加算部分については、前年の連結純利益が期初公表数値から乖離（90%未満）した場合は加算しないものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、第26期定時株主総会（2006年3月17日）において、年間報酬総額を300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）です。また、第38期定時株主総会（2018年3月23日）において、年間報酬総額300,000千円以内のうち、譲渡制限付株式の付与による報酬は50,000千円以内（社外取締役は対象外）とする旨を決議しております。当該株主総

会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査役の報酬は、第26期定時株主総会（2006年3月17日）において、年間報酬総額を30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長常多晃にその具体的内容の決定について委任しております。代表取締役社長常多晃は個人別の報酬額案を策定し、指名・報酬委員会に諮問のうえ決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	144,233 (9,812)	131,286 (9,812)	12,947 (—)	12名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	12,264 (5,408)	12,264 (5,408)	—	3名 (2名)

(注) 1. 当社の役員報酬は、基本報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬のみとしており、業績連動報酬等はありません。

2. 上記支給額のほか、2021年3月26日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して特別功労金を300,000千円支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役伊藤嘉章氏は、株式会社タクマの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役中澤圭亮氏は、株式会社ジャパングリエイトグループの監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	伊藤 嘉章	当事業年度に開催された取締役会には、18回中16回出席し、主に公認会計士としての専門的な知識と監査法人での経験を活かし、適宜発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員長を務めております。 これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役	中澤 圭亮	就任後開催の取締役会には、14回中14回出席し、経営者としての経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。 これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
監査役	川崎 裕朗	当事業年度に開催された取締役会には、18回中17回、また監査役会には12回中12回出席し、主に国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	敏森 廣光	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また監査役会には12回中12回出席し、主に豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を活かし、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 33,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 33,000千円 |

- (注) 1. 会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.、NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.及び内外銀山ロジスティクス株式会社は、Ernst&Youngグループの現地監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は当社及び当社の子会社(以下「子会社」という。)における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
- ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、総務部が周知徹底のための活動を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談窓口(内部通報ヘルプライン)」を設置する。
- ④ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険(以下「リスク」という。)の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行ったうえで、取締役会に付議する。

4 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ② 各部門の現場責任者による事業推進会議を毎月定時取締役会の翌営業日に開催して、取締役会決定事項の徹底と各部門の能動的な経営参画意識醸成を図る。
- ③ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

- 5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
当社は子会社の経営内容を的確に把握するために「関係会社管理規程」に当社に対して稟議及び報告する事項を定めて、適正な管理を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社の「リスク管理委員会規程」に基づいてリスク管理を行い、必要に応じて当社の担当部署及びリスク管理委員会と連携して対処する。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は子会社の規模や事業特性を考慮して子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定する。
各子会社を担当する当社の取締役は、子会社の取締役等と密接に連携して必要な助言を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は当社が定める「内部統制に関するグローバル規程」等に準じて「経営倫理規程」等必要な規程を定め、取締役等及び使用人に対して周知徹底させる。
当社の内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。当社の監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
 - ② 将来、監査役は補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。
- 7 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令違反、その他コンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときは、速やかに当社の監査役に報告する。また、当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 重要な決裁書類は、当社の監査役の閲覧に供する。

8 監査費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
- ③ 監査役は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、取締役会、監査役会、事業推進会議、リスク管理委員会等の適切な開催及び内部監査や子会社への指導等により、上記の業務の適正を確保するための体制の運用に取組み、適切に運用されていることを確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策のひとつと位置づけ、経営基盤を強化し積極的な事業展開のために内部留保の充実を図りつつ、安定した配当の維持を基本方針としております。剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回としております。当社は定款において取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会に諮る方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき28円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき22円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

内部留保金の用途は、今後の新規事業の展開等への備えであります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	12,995,233	流動負債	3,409,023
現金及び預金	8,678,028	買掛金	1,755,697
売掛金	3,397,060	リース債務	109,466
貯蔵品	5,342	未払費用	242,722
その他	931,743	未払法人税等	784,012
貸倒引当金	△16,941	賞与引当金	12,010
固定資産	3,757,416	その他	505,114
有形固定資産	3,148,604	固定負債	643,205
建物及び構築物	2,387,419	リース債務	123,730
機械装置及び運搬具	53,682	繰延税金負債	28,832
土地	371,563	役員退職慰労引当金	2,041
使用権資産	222,238	株式給付引当金	32,287
その他	113,702	退職給付に係る負債	399,288
無形固定資産	78,928	その他	57,025
のれん	20,006	負債合計	4,052,229
ソフトウェア	52,931	(純 資 産 の 部)	
その他	5,990	株主資本	11,735,218
投資その他の資産	529,883	資本金	243,937
投資有価証券	122,365	資本剰余金	299,403
差入保証金	283,030	利益剰余金	12,202,641
長期未収入金	7,371	自己株式	△1,010,763
長期預け金	5,477	その他の包括利益累計額	264,177
繰延税金資産	95,874	その他有価証券評価差額金	17,012
その他	23,136	為替換算調整勘定	245,982
貸倒引当金	△7,371	退職給付に係る調整累計額	1,182
資産合計	16,752,649	非支配株主持分	701,023
		純資産合計	12,700,419
		負債純資産合計	16,752,649

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,266,206
売上原価		26,292,170
売上総利益		8,974,036
販売費及び一般管理費		5,165,533
営業利益		3,808,503
営業外収益		
受取利息	16,839	
受取配当金	4,829	
不動産賃貸料	31,360	
為替差益	53,407	
助成金収入	4,752	
その他	20,774	131,963
営業外費用		
支払利息	5,928	
支払手数料	6,968	
その他	5,059	17,956
経常利益		3,922,509
特別利益		
投資有価証券売却益	49,855	49,855
税金等調整前当期純利益		3,972,364
法人税、住民税及び事業税	1,013,967	
法人税等調整額	87,126	1,101,094
当期純利益		2,871,270
非支配株主に帰属する当期純利益		88,195
親会社株主に帰属する当期純利益		2,783,075

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	243,937	253,073	9,799,148	△989,013	9,307,145
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△379,582	-	△379,582
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	2,783,075	-	2,783,075
自己株式の取得	-	-	-	△65,129	△65,129
自己株式の処分	-	34,980	-	43,378	78,359
非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動	-	11,349	-	-	11,349
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	46,330	2,403,493	△21,750	2,428,073
2021年12月31日残高	243,937	299,403	12,202,641	△1,010,763	11,735,218

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年1月1日残高	4,665	△108,871	△1,471	△105,678	663,158	9,864,625
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△379,582
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	2,783,075
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△65,129
自己株式の処分	-	-	-	-	-	78,359
非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動	-	-	-	-	-	11,349
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,346	354,854	2,654	369,855	37,865	407,720
当期変動額合計	12,346	354,854	2,654	369,855	37,865	2,835,794
2021年12月31日残高	17,012	245,982	1,182	264,177	701,023	12,700,419

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	5,484,801	流動負債	1,940,282
現金及び預金	3,594,345	買掛金	1,110,036
売掛金	1,468,123	未払費用	131,562
前払費用	82,485	未払法人税等	493,000
関係会社短期貸付金	57,505	預り金	65,583
その他の	283,276	その他	140,100
貸倒引当金	△934	固定負債	330,169
固定資産	4,165,950	退職給付引当金	261,871
有形固定資産	476,187	株式給付引当金	32,287
建物	67,173	資産除去債務	36,020
車両運搬具	4,545	その他	△10
工具、器具及び備品	53,695	負債合計	2,270,451
土地	350,773	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	30,401	株主資本	7,363,287
のれん	694	資本金	243,937
ソフトウェア	24,876	資本剰余金	281,859
その他	4,831	資本準備金	233,937
投資その他の資産	3,659,361	その他資本剰余金	47,922
投資有価証券	110,626	利益剰余金	7,848,255
関係会社株式	2,690,143	利益準備金	2,500
関係会社長期貸付金	560,915	その他利益剰余金	7,845,755
差入保証金	144,626	別途積立金	5,000,000
施設利用会員権	21,171	繰越利益剰余金	2,845,755
長期未収入金	2,067	自己株式	△1,010,763
繰延税金資産	126,241	評価・換算差額等	17,012
その他	5,637	その他有価証券評価差額金	17,012
貸倒引当金	△2,067	純資産合計	7,380,300
資産合計	9,650,751	負債純資産合計	9,650,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,451,050
売上原価		12,740,451
売上総利益		4,710,599
販売費及び一般管理費		2,678,031
営業利益		2,032,567
営業外収益		
受取利息	10,823	
受取配当金	283,399	
不動産賃貸料	31,000	
為替差益	44,648	
保険解約返戻金	2,421	
その他	15,013	387,307
営業外費用		
支払手数料	6,968	
その他	1,769	8,737
経常利益		2,411,137
特別利益		
投資有価証券売却益	49,855	49,855
税引前当期純利益		2,460,992
法人税、住民税及び事業税	593,119	
法人税等調整額	80,138	673,258
当期純利益		1,787,733

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
2021年1月1日残高	243,937	233,937	12,941	2,500	5,000,000	1,437,603
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△379,582
当期純利益	-	-	-	-	-	1,787,733
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	34,980	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	34,980	-	-	1,408,151
2021年12月31日残高	243,937	233,937	47,922	2,500	5,000,000	2,845,755

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
2021年1月1日残高	△989,013	5,941,906	4,665	5,946,572
当期変動額				
剰余金の配当	-	△379,582	-	△379,582
当期純利益	-	1,787,733	-	1,787,733
自己株式の取得	△65,129	△65,129	-	△65,129
自己株式の処分	43,378	78,359	-	78,359
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	12,346	12,346
当期変動額合計	△21,750	1,421,381	12,346	1,433,728
2021年12月31日残高	△1,010,763	7,363,287	17,012	7,380,300

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等から職務の執行状況及び事業運営の状況について報告を受け、また、会計監査人から監査の実施状況及び監査結果その他の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、当社各部門に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会において、子会社を管理する取締役から事業の状況について報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を、監査業務の品質管理に関する諸法令及び基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われているものと認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

- ① 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ③ 会計監査人の職務遂行の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」について、指摘すべき事項は認められません。

2022年2月16日

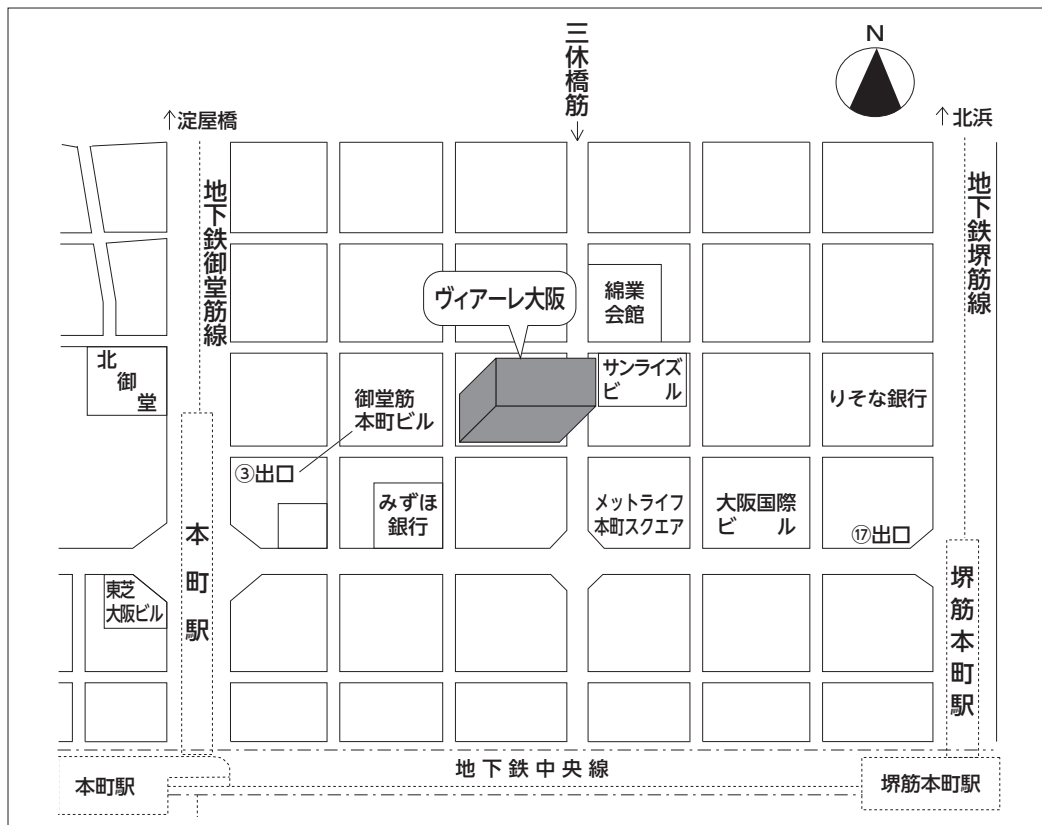
内外トランスライン株式会社 監査役会
常勤監査役 長谷川 豊 印
監査役 川崎 裕朗 印
監査役 敏森 廣光 印

(注) 監査役 川崎 裕朗 及び 監査役 敏森 廣光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階
クリスタルルーム
(代表電話番号 06-4705-2411)



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑰番出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。